

令和 6 年 6 月 9 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19H01404

研究課題名（和文）民法、民事訴訟法におけるイスラーム法と中東法の国際比較研究

研究課題名（英文）A Comparative Study of Civil Code and Civil Procedural Law of Islamic Law and the Middle Eastern Law

研究代表者

大河原 知樹 (Okawara, Tomoki)

東北大学・国際文化研究科・教授

研究者番号：60374980

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 8,300,000円

研究成果の概要（和文）： 期間内に34回の研究会を実施した。オスマン民法典（ 法典）の民法、民事訴訟法に関して、総合的および個別的研究を実施し、それを訴訟編・人証及び法廷宣誓編・司法編、質編・預託物編としてそれぞれ刊行した。従来、影響が限定的と言われていた 法典の民事訴訟法関連条文が、新民事訴訟法施行後も一定の影響を及ぼしていたことを明らかとした。また、関連する成果として、エジプト民法典訳が刊行された。

法典の代理編、和解・免責編、承認編の暫定訳を作成し、日本他の各国法と比較した。これらの訳は、比較法研究の基礎資料として位置づけられる。海外での関連する史資料調査を実施し、海外の研究者からも専門的知識の提供を受けた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、イスラーム法や中東法研究において重要な意味を持つにも関わらず、研究の遅れている 法典を、多種多様な専門の研究者のみならず、弁護士などの法実務家を交えた学際的な研究体制を構築することにより、比較法的、法制史的、社会史的観点から研究する点に特徴がある。また、 法典の翻訳や注釈を含む多言語テキストを用いて分析するという点においても、世界でも前例のない研究であり、近現代のイスラーム法研究に新展開をもたらすことが期待できる。

研究成果の概要（英文）： Within the period, 34 workshops were conducted. Comprehensive and individual studies were also conducted on the Civil Code and Civil Procedure Code of the Ottoman Civil Code (ecelle). Two books ([1] Actions, Evidence and Administration of Oath and Administration of Justice, [2] Pledges, Trust and Trusteeship) were published. It was found that the civil procedures defined by the ecelle Code, previously said to have a limited impact, had a certain influence even after the new Code of Civil Procedure came into force. As a related achievement, a translation of the Egyptian Civil Code was published.

Provisional translations of Agency, Settlement and Release and Admissions of the ecelle were prepared and compared with the laws of Japan and other countries. These translations are to be as basic materials for further comparative legal studies. Conducted research on relevant historical materials abroad and received expert knowledge from foreign researchers.

研究分野：歴史学

キーワード：イスラーム法 民法 比較法 中東法 オスマン帝国

1. 研究開始当初の背景

これまでの通説では、19世紀になって、オスマン朝をはじめとする中東諸国が、司法分野での改革を進めたのは、客観的なルールを欠き、専断的で予見可能性のない「遅れた」イスラーム法を廃し、フランス法などの「進んだ」近代法を翻訳し、それを施行することで司法の「近代化」を達成するためであったとされる。社会学者マックス・ウェーバーは、イスラーム法にもとづく裁判を「カーディー裁判 (Kadijustiz)」と名づけ、実質的な正義や衡平、またはなんらかの功利主義的目的を重視し、法や行政の形式的合理性を無視するとき裁判と定義した。

しかしながら、前近代中東の司法制度研究および中東の「近代法」受容プロセスの研究、ならびに今日のイスラーム法研究の3つの分野は、近年大きな進展を見せた。たとえば、歴史学者ガーバー (H. Gerber) が『イスラームの国家・社会・法』(1996: 原著 1994) で前近代のオスマン朝司法研究をテーマとしてウェーバーを批判したことを受けて、こうした通説の再検討が進み、ピーターズ (R. Peters) やルビン (A. Rubin) といった研究者たちが、19世紀の司法改革が単なる言葉の置き換えによる西洋法の「翻訳」ではなく、内容を吟味し、取捨選択したうえで法を制定していたことを明らかにした。さらに近年、法学説分野でも通説を覆す発見がなされており、たとえばイブラヒム (A. F. Ibrahim) は、その著書 *Pragmatism in Islamic Law* (2015) において、今日的イスラーム法の典型とされる「選択 (takhayyur)」と「接合 (tafiq)」には、その起源を中世に遡ることができる長い学説史があることを見事に実証してみせた。

上述の学術的背景から得られる、本研究課題の核心をなす学術的「問い」とは、中東における司法改革プロセスを、「進んだ」近代的世俗法を制定して、前近代的な「遅れた」宗教法を廃止したことであると単純化して、中東の司法制度史の「断絶性」を強調するような立場ではなく、近代以前の中東の司法制度が19世紀を経てどのように変化していったのか、すなわち、むしろその「連続性」に焦点をあてて研究を進めることこそ重要ではないか、という問いかけである。そのためには、前近代および近代における中東の民事訴訟法の様態と司法実務の実態に関する通時的および共時的な研究を進め、上述の通説を批判的に再検証することが必要とされていると考える。

2. 研究の目的

上述のごとく、本研究の目的は、イスラーム法と中東法が中東地域の法体系の中でどのような機能をはたしてきた／いるかを、民法、民事訴訟法分野での比較法的な観点から、通時的ならびに共時的に明らかにすることにある。

中東法の研究は、従来、イスラーム法または近代法のいずれかの専門家に偏り、比較法的ないし学際的視点を欠いていた。その理由はいくつか考えられるが、もっとも広く主張されていることとして、法の受容関係をめぐる論争がある。かつて、欧米の研究者を中心に、イスラーム法は、軍事征服の結果、イスラーム国家が包摂するに至った領域で施行されていた法、たとえばユダヤ法やローマ法、ペルシア法などを受容したか、少なくとも多大な影響を受けた結果として成立するに至ったという学説を唱えていた。それに対し、中東、イスラーム世界の研究者たちは、こうした法や地域の慣習からの一定程度の影響を認めつつも、イスラーム法の歴史は独自の出発点 (クルアーン) から始まり、法学者たち内部の学説論争を経て完成するに至ったという説を主張した。

実際には、ある法規範の内容が類似しているというだけでは、法の受容関係を証明しているとは言えず、クルアーンで明らかに主張されている数例 (たとえば、同害復讐はユダヤ法のそれと同一の法源であると明示されている) を除けば、法の受容関係を明確に証明することは困難であり、その点で欧米の研究者たちの従来の学説には弱点がある。マッラートの提唱する中東法という概念は、従来の欧米の学説も考慮に入れつつも、中東という地域性の枠組みを法分野にも導入することによって、より柔軟な分析、解釈を可能にしたと考えられる。

本研究も、マッラートの中東法コンセプトに着目し、19世紀の司法改革を単なる「近代法の翻訳」の産物とする従来の学説を批判的に検証する目的で研究を進めてきた。実際に近年では、欧米でも、「近代法」のトルコ語、アラビア語への単なる翻訳というレベルを超えた、法概念の取捨選択プロセスであったと主張する研究者がでてくるに至っている。

本研究は、イスラーム法専門家1名、中東、中央アジアおよび東南アジアの司法制度の専門家7名、専門家1名、民法専門家1名が分担する、学際性のきわだつ研究体制を整えた。また、研究協力者として、ラテン語やアラビア語の法律用語に堪能な現役日本人弁護士2名の協力を得て、現代日本社会の司法実務的な観点からの研究の検証も可能にした点でも大きな特色がある。

世界では、英仏独語文献と中東各国語文献に集中する欧米圏の研究、アラビア語文献に偏るアラブ圏の研究、トルコ語文献に集中するトルコ圏の研究の間の乖離が大きく、バランスのとれた研究がほとんどない状態がつづいている。本研究には、ラテン語、英語、仏語、独語、アラビア語、トルコ語、ペルシア語、セルビア・クロアチア語、ロシア語、ブルガリア語に加えてマレー語文献を読みこなせる研究者および弁護士が参加しており、世界的にも高いレベルの研究ができる。

3. 研究の方法

本研究は、民法と民事訴訟法を扱うが、中東の法の中でも、19世紀にオスマン朝が制定・施行した民法典（メジェッレ、マジヤッラ：以下M法典）に特に研究の重点を置く。M法典は、いくつもの意味で興味深い研究対象である。なぜなら、M法典は19世紀以降に中東諸国が制定、施行した法典の中でも、形式的には欧米法の影響を強く受けた「近代法」ながら、法源としてはほぼ全てイスラーム法にもとづいて編纂された民法典だからである。代表者は、かつてこの法典を中東における「キメラ・シャリーア」の嚆矢と位置づけたが、その編纂プロセスは史資料の残存状況や法典研究文献の多岐にわたる言語状況からきわめて難しく、現在に至るまで、M法典の研究はそれほど進んでいない。

この研究状況をさらに難しくしているのは、M法典の民事訴訟法にあたる第16編の公布（1876年）の数年後に公布された民事訴訟法の存在である。これら2つはオスマン朝における同一の裁判所（ニザーミーエ裁判所）で用いられたことから、後者が実質的に前者の上位に置かれる形で運用されてきたと主張されてきた。しかしながら、ニザーミーエ裁判所に関する研究は、近年に至りイスラエルの研究者 Avi Rubin が研究を発表するまでは、きわめて少なく、こうした説が検証されることはほぼなかった。M法典の理論的な研究はトルコを中心として発表されているものの、裁判所における運用実態の研究はまだ始まったばかりである。

そこで、本研究は、M法典の民事訴訟関連法の検討を、総合的研究のコアとして代表者、分担者、研究者の全体的な研究討論の場とする研究会を開催することとする。具体的には、国内で年に7～8回の研究会を定期的実施し、M法典の民事訴訟法部分に関して、それぞれの専門から討論を実施する。

必要となる研究の第一は、M法典の民事訴訟法の特徴を明らかにすることである。M法典の民事訴訟法は、法典の最後にあたる第16編として制定、施行されたが、その後数年して新たな民事訴訟法が制定されたため、従来の研究では検討されることが少なかった。本研究では、そうした状況を改めるべく、研究の初動段階として、初年度にM法典第16編を翻訳し、研究を進めるうえでの共通の叩き台とする。そのために国内で年8～9回の研究会を開催して、その中東法制史における位置づけを総合的に理解する。第2年度からは、訴訟にかかる陳述を規定した第14編と証拠法にあたる第15編を訳出し、M法典における民事訴訟法の体系的な理解をめざす。最終的に確定された各条文訳には詳細な注を付し、刊行やウェブ等によって公開する。

もう一つの研究の柱として、中東を中心とした地域における民法、民事訴訟法の比較法学的な研究会の開催を構想している。これは19世紀以降にとどまらず、時代を変えることも可能で、地域も中東を中心としつつも、より広い形で設定したい。これは、代表者、分担者、協力者それぞれの専門の地域と時代に即した個別的研究の成果発表という形になる。研究会参加者もそれぞれの専門の立場からコメント、質問をし、比較法学的に討論することをめざす。具体的には、法を専門とする研究者は、M法典の該当部分を比較検討できる各国（エジプト、シリア、イラク、イラン、アラブ首長国、オマーン、マレーシア）の民法および西洋諸国の民法について比較研究を実施する。たとえば、代表者の大河原は、その専門性を活かして、オスマン朝時代シリアにおける17、18世紀の民事訴訟と19世紀におけるその改革を扱う研究発表をする。そのほかの分担者もそれぞれの専門の観点から各地域（エジプト、イラン、中央アジア、ロシア帝国）の民法、民事訴訟法に関する発表をし、イスラーム法用語に関する諸語（英語、仏語、アラビア語、トルコ語）の参照用語集を作成し、西洋「近代法」的用法との比較検討を実施する。司法制度を専門と研究者は、それぞれの研究地域と時代における民事訴訟を事例として、総合的研究に寄与する形で発表する。

こうした二つの研究活動を進めつつ、研究第2年度には、それまでの研究成果を国際的に発信し、かつ国際的共同研究に発展させていくための機会とするべく国際ワークショップを実施する。なお、補助的研究として、前述したウェーバーの「カーディー裁判」学説を批判的に検討するため、学説およびそれに触発された研究を収集したうえで、研究史をまとめる。中でも特に重要性を認めたものについては翻訳したうえで、出版やウェブ公開など、さまざまなメディア媒体を通じて広く世に発信していくこととする。

4. 研究成果

(1) 期間内全体で34回の研究会を実施したが、初年度は、M民法典第16編（司法）の訳文を検討し、年度内に全文を訳了した。第2年度は、第15編（人証及び法廷宣誓）のうち、第1章から第3章までの訳文を検討した。第3年度は引き続き第15編第4章、第14編（訴訟）、第12編（和解・免責）の全文を訳了した。第4年度は、第11編（代理）および第13編（承認）の全文を訳了した。

これらすべての作業において、総合的および個別的研究を実施し、第14編、第15編、第16編の3編を『オスマン民法典（メジェッレ）の研究：訴訟編・人証及び法廷宣誓編・司法編』として、またこれまでの研究で暫定訳を作成していた第5編、第6編の訳文を確定し、『オスマン民法典（メジェッレ）の研究：質編・預託物編』としてそれぞれ刊行した。なお、関連する成果として、研究会メンバーが参加していた第一東京弁護士会総合法律研究所の現代中東法研究部会の研究成果として『エジプト民法典』が刊行された。

(2) 具体的な成果は以下のとおりとなる。

第11編（代理）は、「贈与、使用貸借、質、寄託、消費貸借、組合、匿名組合および否認にも

とづく和解 (1460 条)」「売買、賃約および承認にもとづく和解 (1461 条)」「債務弁済、債権の享受または現物の受領 (1463 条)」等があるが、購入代理および売却代理を別の節に分けてそれぞれを規定した点にイスラーム法の特徴が表れているといえる。対して、訴訟代理の条文はかなり少なく、その理由は今後別の方法で検討する必要がある。

第 12 編 (和解・免責) は、和解の基本 3 種、(1) 承認にもとづく和解 (sulh ‘an iqrar) すなわち被告の承認にもとづいて成立する和解、(2) 否認にもとづく和解 (sulh ‘an inkar) すなわち被告の否認にもとづいて成立する和解および (3) 沈黙にもとづく和解 (sulh ‘an sukut) すなわち被告が承認も否認もしない、沈黙にもとづいて成立する和解であることを確認し、また、免責の基本 2 種、(1) 権利放棄による免責 (ibra’ isqat) および (2) 権利の満足による免責 (ibra’ istifa’) のうち、和解による免責とは、(1) の権利放棄による免責のみを指し、(2) の権利の満足による免責は承認 (第 13 編) で規定されていることが理解できる。大きな議論はなかったが、当初は「債務免除」と訳していた ibra’ を、例えば所有権等の物権に基づく請求や同害報復刑のような刑罰の請求も対象に含まれ、単なる債務免除とは見なすことができないことから、検討の結果「債務」を削除し、「免責」というより広い概念を訳語に充てることとした。

第 13 編 (承認) については、イスラーム法における承認の前提は「自らの権利を否定すること」であり、何かを「承認」という一般的な意味ではないことを確認した。日本法では、むしろ「自白」に近いとも指摘された。M 法典に規定される承認の特徴として、第 4 章の書面による承認があげられる。これは、後述する第 16 編 (司法) に明記された書証の効力の著しい拡大とも共通する。将来的には、これらの条文に特に注目することで、イスラーム法の近代的な変容および中東法としての位置づけを探ることが可能であることを指摘した。

第 14 編 (訴訟) の条文検討と出版は、日本におけるイスラーム訴訟法・訴訟手続法の基礎文献としては初めてのものであり、比較法のみならず、民法の研究にも有用な成果であると考えられる。イスラーム法において一般的に「訴訟」にあたる用語は「ダーワー (da ‘wa)」であるが、この語は厳密には「(権利等の) 主張」を指し、条文によっては「訴訟」と訳すことができないこともある。編タイトルには「訴訟」をあてたが、条文においては主として「訴え」を用い、場合により「主張」の語をあてた。特に問題となったのは、「ダフウ (daf ‘)」である。これが「防御」にあたるか「反訴」にあたるかが議論となった。M 法典の条文規定を総合的に鑑みて「反訴」としたが、この実態解明は将来的な課題である。

第 15 編 (人証及び法廷宣誓) の条文は、西洋近代法とは異なる原理、すなわちシャリーアにおける人証の効力が書証に優るとする従来の説を検証する上で重要である。実際に条文を検討した結果、この編は、古典学説に配慮しつつも、むしろ書証の効力を認める方向で編纂されていることを明らかにした。近年の研究ではオスマン時代の訴訟手続において書証の効力が認められるようになってきたプロセスに関する研究が発表されているが、19 世紀半ばにおける M 法典での条文化も、その反映と理解することができる。訳語のなかでは、第 1667 条の単語「サラヒーヤ (salahiyya)」が問題となった。「適格」「適格性」「利益」「権限」等の候補をめぐって議論がなされ、暫定的に「権利」と訳したが、さらなる検討が必要である。また、第 1705 条の「アドル (‘adl)」はこれまで「公正な者」と訳するのが一般的であったが、イスラーム法分野でのアドルの用法を考慮した結果、「良識ある者」という訳語を充てることにした。

第 16 編 (司法) は、主としてシャリーアに準拠した裁判官の職務、判決、仲裁を扱っている。実際には条文公布後しばらくして新たな民事訴訟法が制定・公布されたため、その影響は限定的と言われているが、十分に研究がなされているとは言えず、その検討は重要である。実際に条文を検討した結果、この編は、古典学説の影響を受けているものの、内容としては当時の訴訟手続、判決や仲裁をかなり詳細に規定しており、民事訴訟法公布後も一定の影響を保持していたことを明らかにした。

(3) 調査活動としては、代表者の大河原が初年度にマルタおよびトルコで、第 4 年度にトルコで調査を実施してイスラーム司法および中東司法関連の資料を収集した。いずれの調査においてもオスマン時代のシャリーア法廷記録を中心とした史資料を調査、複写、購入した。

また、海外研究者シュテファン・クノスト氏 (Stefan Knost: マルティン・ルター・ハレ=ヴァイッテンベルク大学学術助手)、アフメト・クルンチュ氏 (Ahmet Kılınç: アンカラ・ユルドゥルム・ベヤズト大学准教授) から専門的知識の提供を受けた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計30件（うち査読付論文 7件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 Tomoki Okawara	4. 巻 -
2. 論文標題 Mecelle literature review of the Ottoman Empire, ex-Ottoman and extra-Ottoman countries	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Uluslararası Mecelle Sempozyumu Tebligleri (International Majalla Symposium Book [Codification, Practice and Contemporary Effects])	6. 最初と最後の頁 689-698
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 堀井聡江	4. 巻 93
2. 論文標題 スンナ派イスラーム法学における既判力論争の展開 マムルーク朝期を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 西南アジア研究	6. 最初と最後の頁 1-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 伊藤知義	4. 巻 18巻4号
2. 論文標題 ハンガリー「反LGBT法」と「ヨーロッパ的価値」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 中央ロー・ジャーナル	6. 最初と最後の頁 47-78
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Naofumi Abe	4. 巻 -
2. 論文標題 Creating a Family Property in Early Modern Iran: Socioeconomic Activities of Najafquli Khan Dunbuli of Tabriz in the Eighteenth Century	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Families, Authority and Transmission of Knowledge in the Early Modern Middle East, C. Werner, M. Szuppe, N. Michel, A Fuess (eds.), Turnhout: Brepols	6. 最初と最後の頁 307-334
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 阿部尚史	4. 巻 別冊1号
2. 論文標題 継承されるサフィー廟不動産目録	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 アジア・アフリカ言語文化研究	6. 最初と最後の頁 91-109
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 阿部尚史	4. 巻 65
2. 論文標題 ナジャフコリー・ハーン家のトユール 19世紀イラン土地制度史の実相	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 お茶の水史学	6. 最初と最後の頁 1-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹村和朗	4. 巻 56(3)
2. 論文標題 セクシュアル・ハラスメントの厳罰化 2021年8月のエジプト刑法改正の内容と背景	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 高千穂論叢	6. 最初と最後の頁 95-118
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹村和朗	4. 巻 1175
2. 論文標題 エジプト憲法における国家と宗教 2014年憲法の前文の検討を中心に	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 思想	6. 最初と最後の頁 36-58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮下修一	4. 巻 17巻4号
2. 論文標題 消費者契約法の改正と残された課題 総則・契約取消権について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 中央ロー・ジャーナル	6. 最初と最後の頁 23-48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮下修一	4. 巻 -
2. 論文標題 障害者権利条約と日本における成年後見制度のあり方の再検討	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 小林昌之編『アジアの障害者の法的能力と成年後見制度 障害者権利条約から問い直す』, 生活書院	6. 最初と最後の頁 67-69
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Toru Miura	4. 巻 22
2. 論文標題 Who and What led Urban Riots in the late Mamluk Period?: Reconsidering the Zu'r and Popular Actions in Damascus	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Mamluk Studies 22 (Stephan Conermann & Toru Miura ed. Studies on the Mamluk Sultanate (1250-1517))	6. 最初と最後の頁 247-262
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤知義	4. 巻 17巻1号
2. 論文標題 クロアチアにおける同性カップル法制化と近代法経験	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 中央ロー・ジャーナル	6. 最初と最後の頁 3-27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤知義	4. 巻 18
2. 論文標題 セルビア剥奪財産返還補償法：近代法への回帰と社会主義時代の清算はどこまで進んだか	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 社会体制と法	6. 最初と最後の頁 39-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 阿部尚史	4. 巻 129巻12号
2. 論文標題 書評：長沢栄治 (著) 『近代エジプト家族の社会史』 東京大学出版会、2019年	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 史学雑誌	6. 最初と最後の頁 63-71
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹村和朗	4. 巻 61
2. 論文標題 ワクフに関するエジプト最高憲法裁判所：2008年違憲判決の解題および全訳	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 アジア経済	6. 最初と最後の頁 32-51
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.24765/ajiakeizai.61.4_32	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 竹村和朗	4. 巻 101
2. 論文標題 エジプト2014年憲法の読解：2019年4月の憲法改正から	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 アジア・アフリカ言語文化研究	6. 最初と最後の頁 101-140
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15026/100087	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 宮下修一	4. 巻 -
2. 論文標題 諾成的消費貸借契約の有効性	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 伊藤進監修・長坂純 = 川地宏行編『改正民法 [債権法] における判例法理の射程』, 第一法規	6. 最初と最後の頁 531-537
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮下修一	4. 巻 -
2. 論文標題 売買後に規制された土壌汚染と瑕疵	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 伊藤進監修・長坂純 = 川地宏行編『改正民法 [債権法] における判例法理の射程』, 第一法規	6. 最初と最後の頁 515-522
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮下修一	4. 巻 -
2. 論文標題 瑕疵担保による損害賠償請求権の消滅時効	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 伊藤進監修・長坂純 = 川地宏行編『改正民法 [債権法] における判例法理の射程』, 第一法規	6. 最初と最後の頁 523-530
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大河原知樹	4. 巻 -
2. 論文標題 20世紀初頭のシリアの結婚	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 長沢栄治監修『結婚と離婚 (イスラーム・ジェンダー・スタディーズ1)』明石書店	6. 最初と最後の頁 137-142
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 堀井聡江	4. 巻 62/2
2. 論文標題 初期イスラーム法学における12イマーム派とスンナ派の学說的相関性 契約締結の場の選択権を中心に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 オリエント	6. 最初と最後の頁 111-121
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 磯貝健一	4. 巻 89
2. 論文標題 遺産の共有：19世紀後半から20世紀初頭中央アジアの家族と家産継承	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 西南アジア研究	6. 最初と最後の頁 87-116
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤知義	4. 巻 16/4
2. 論文標題 ロシアにおける住宅の善意取得をめぐる現状とその法的構造－住宅詐欺被害者の救済に焦点を当てて－	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 中央ロー・ジャーナル	6. 最初と最後の頁 3-26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 阿部尚史	4. 巻 -
2. 論文標題 19世紀イランの婚姻契約文書に見える婚資	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 長沢栄治監修『結婚と離婚(イスラーム・ジェンダー・スタディーズ1)』明石書店	6. 最初と最後の頁 142-146
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名		4. 巻 2
2. 論文標題	XIX	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名		6. 最初と最後の頁 67-70
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子)	なし	査読の有無 無
オープンアクセス	オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 磯貝真澄		4. 巻 -
2. 論文標題 19世紀から20世紀初頭のロシアにおけるムスリムの婚姻と法		5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 長沢栄治監修『結婚と離婚(イスラーム・ジェンダー・スタディーズ1)』明石書店		6. 最初と最後の頁 146-149
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子)	なし	査読の有無 無
オープンアクセス	オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹村和朗		4. 巻 -
2. 論文標題 結婚までのプロセス：エジプトの例		5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 長沢栄治監修『結婚と離婚(イスラーム・ジェンダー・スタディーズ1)』明石書店		6. 最初と最後の頁 16-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子)	なし	査読の有無 無
オープンアクセス	オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮下修一		4. 巻 91/9
2. 論文標題 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効		5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報		6. 最初と最後の頁 172-176
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子)	なし	査読の有無 無
オープンアクセス	オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮下修一	4. 巻 -
2. 論文標題 消費者契約法(1) 不当勧誘規制	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 島川勝=坂東俊矢編『判例から学ぶ消費者法(第3版)』民事法研究会	6. 最初と最後の頁 26-40
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮下修一	4. 巻 -
2. 論文標題 特商法(2) 通信販売・インターネット取引	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 中田邦博=鹿野菜穂子編『基本講義 消費者法(第4版)』日本評論社	6. 最初と最後の頁 139-156
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計32件(うち招待講演 3件/うち国際学会 7件)

1. 発表者名 Toru Miura
2. 発表標題 Creating World History through the Cross-cultural and Comparative Study of Foundations
3. 学会等名 Conference on "Interreligious Founding" April 8th-9th, 2021, Humboldt University of Berlin(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Toru Miura
2. 発表標題 Comparative Perspectives on Donation and Endowment by Japanese
3. 学会等名 Research Team, Strategy of Donation (Endowment): Its Purposes and Social Benefits in a Comparative Perspective (On-Line Symposium), Toyo Bunko, 2022 February 11-12(国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 堀井聡江
2. 発表標題 効果判決と有効判決 イスラーム訴訟法における既判力
3. 学会等名 日本中東学会第37回年次大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 磯貝健一
2. 発表標題 タズキラとファトワー：ロシア帝政期中央アジアのシャリーア法廷裁判
3. 学会等名 西南アジア研究会総会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 磯貝真澄
2. 発表標題 ロシア帝国におけるイスラーム教育網と「ムスリム聖職者」層：イスラーム社会史からロシア社会史を議論する試み
3. 学会等名 上廣歴史資料学研究部門研究報告会（東北大学東北アジア研究センター）（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 磯貝真澄
2. 発表標題 ヴォルガ・ウラル地域の婚姻と離婚の記録
3. 学会等名 第20回中央アジア古文書研究セミナー
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 宮下修一
2. 発表標題 デジタルプラットフォーム消費者利益保護法の制定へ向けた動きと若干の検討
3. 学会等名 静岡大学サスティナビリティセンター学術セミナー「デジタル社会におけるデータ利活用の法的課題」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 磯貝真澄・磯貝健一
2. 発表標題 遺産分割文書と相続分の算定：ロシア帝国トルキスタンとヴォルガ・ウラル地域の比較から
3. 学会等名 第19回中央アジア古文書研究セミナー
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 磯貝真澄
2. 発表標題 中央ユーラシアのムスリム家族と女性：規範・言説研究の射程とロシア的文脈の検討
3. 学会等名 2020年度日本中央アジア学会年次大会（公開パネルセッション「中央ユーラシアの家族とジェンダー：規範・言説・ネットワーク」）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 竹村和朗
2. 発表標題 生前贈与の意味と意義：現代エジプトの事例から考える
3. 学会等名 第36回日本中東学会年次大会特別研究集会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 竹村和朗
2. 発表標題 “相続システム”の現状：エジプトの生前贈与の事例から
3. 学会等名 第3回「中央ユーラシアのムスリムと家族・規範」研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 竹村和朗
2. 発表標題 契約書の裏に書かれた土地譲渡：現代エジプトの相続の一事例
3. 学会等名 第15回近代中央ユーラシア比較法制度史研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 宮下修一
2. 発表標題 プラットフォームにおける「データ」の取扱いと消費者保護 日本の現状をふまえて
3. 学会等名 韓国民事法学会（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 大河原知樹
2. 発表標題 「カーディヤ裁判」：そのイメージと現実
3. 学会等名 日本中東学会第35回年次大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 大河原知樹
2. 発表標題 オスマン帝国の婚姻許可状
3. 学会等名 第12回近代中央ユーラシア比較法制度史研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 磯貝健一
2. 発表標題 16世紀後半中央アジアのマドラサ・カリキュラム
3. 学会等名 第82回羽田記念館定例講演会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 磯貝健一
2. 発表標題 ロシア帝国統治期（1865-1917）の中央アジア・シャリーア法廷台帳について
3. 学会等名 グローバルな視点でみるユーラシア大陸：第5回清朝と内陸アジア国際学術研究会（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 磯貝健一
2. 発表標題 ロシア帝国領中央アジアのシャリーア法廷判決台帳：その意義と史料としての特性
3. 学会等名 法制史学会東京部会第277回例会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 磯貝真澄
2. 発表標題 ロシア帝政期ヴォルガ・ウラル地域のムスリムとイスラーム家族法
3. 学会等名 第1回中央ユーラシアのムスリムと家族・規範研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 ISOGAI, Masumi
2. 発表標題 Muslim Marriages and Divorces in the Late Nineteenth-Century Volga-Ural Region
3. 学会等名 International Workshop “Contested Legal Practices in the Long Nineteenth Century: The Volga-Ural Region, Kazakh Steppe, and Eastern Anatolia”
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 宮下修一
2. 発表標題 高齢者在宅医療・介護における法的問題
3. 学会等名 第3回日本老年薬学会学術大会シンポジウム2
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 宮下修一
2. 発表標題 信じていいの?! その人! その電話!! 悪質な消費者トラブルに巻き込まれないために
3. 学会等名 令和元年久能地区各種団体役員合同会議
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 宮下修一
2. 発表標題 信じていいの?! その人! その電話!! 悪質な消費者トラブルに巻き込まれないために
3. 学会等名 令和元年度南中学校区防犯総決起大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 宮下修一
2. 発表標題 調停委員として知っておきたい、民法改正
3. 学会等名 静岡地区調停協会研修会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 宮下修一
2. 発表標題 憲法・民法・刑法を例にして、論文式試験の改善策の提示
3. 学会等名 司法試験シンポジウム～司法試験の内容等の改善方向をめぐって～
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 宮下修一
2. 発表標題 消費者契約法の改正とその有効活用について～若年者及び高齢者の消費者被害の予防と救済～
3. 学会等名 岡山県司法書士会消費者問題対策委員会研修会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 宮下修一
2. 発表標題 成年年齢の引下げと消費者被害 法と教育を考える
3. 学会等名 ふじのくに消費者教育西部地域連絡会講演会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 宮下修一
2. 発表標題 消費生活相談に必要な改正民法（債権法）
3. 学会等名 静岡市消費生活センター・第3回消費生活相談員研修会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 宮下修一
2. 発表標題 成年年齢の引下げ等を視野に入れた消費者契約法の改正
3. 学会等名 島根県・島根大学山陰法実務教育研究センター「明日への消費者活動支援事業」講演会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Toru Miura
2. 発表標題 Socio-political Changes among the 'Ulama' in 16th Century Damascus
3. 学会等名 The Second Conference on the Mamluk-Ottoman Transition: Continuity and Change in Egypt and Bilad al-Sham in the Sixteenth Century, University of Bonn (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Toru Miura
2. 発表標題 Triangular Comparative History of Japan, China and Middle East: Waqf and Kishin Donation in Premodern Times
3. 学会等名 The 11th International Iraqi Japanese Conference: "The 80th Anniversary of Iraqi Japanese Relations: An academic Bridge between Iraq and Japan through Area Studies, organized by Baghdad University (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Toru Miura
2. 発表標題 Keynote Speech and Closing Remarks ", Cross-Cultural and Comparative Study of Donation, Endowment and Benefit
3. 学会等名 A Joint Symposium by Asia Research Institute, National University of Singapore and Toyo Bunko. Japan (国際学会)
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計14件

1. 著者名 大河原知樹、堀井聡江、シャリーアと近代研究会編	4. 発行年 2022年
2. 出版社 東北大学大河原知樹研究室	5. 総ページ数 85
3. 書名 オスマン民法典(メジェッレ)の研究: 訴訟編・人証及び法廷宣誓編・司法編	

1. 著者名 鮎京正訓、島田弦、桑原尚子編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 旬報社	5. 総ページ数 591
3. 書名 『アジアの法整備支援叢書: 多様な法世界における法整備支援』(分担執筆; 竹村和朗 第III部第2章 「憲法とイスラーム法: エジプト憲法におけるシャリーア規定を中心に」範囲: pp.389-418)	

1. 著者名 鮎京正訓、島田弦、桑原尚子編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 旬報社	5. 総ページ数 591
3. 書名 『アジアの法整備支援叢書：多様な法世界における法整備支援』（分担執筆；大河原知樹 第III部第3章「イスラーム財産法・手続法の「法典化」：メジェッレ（オスマン民法典）を中心に」範囲：pp.419-455）	

1. 著者名 鮎京正訓、島田弦、桑原尚子編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 旬報社	5. 総ページ数 591
3. 書名 『アジアの法整備支援叢書：多様な法世界における法整備支援』（分担執筆；堀井聡江 第III部第5章「エジプト民法」範囲：pp.491-522）	

1. 著者名 鮎京正訓、島田弦、桑原尚子編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 旬報社	5. 総ページ数 591
3. 書名 『アジアの法整備支援叢書：多様な法世界における法整備支援』（分担執筆；堀井聡江 第III部第6章「イスラーム刑法」範囲：pp.523-533）	

1. 著者名 山田重郎編	4. 発行年 2022年
2. 出版社 筑波大学西アジア文明研究センター	5. 総ページ数 334
3. 書名 『都市文明の本質 研究成果報告2021年度』（分担執筆；三浦徹「都市社会の連続性 西アジアの古代とイスラームそして中世のイタリアと日本の比較」範囲：pp.291-308）	

1. 著者名 磯貝真澄、磯貝健一共編	4. 発行年 2022年
2. 出版社 昭和堂	5. 総ページ数 296
3. 書名 帝国ロシアとムスリムの法	

1. 著者名 高尾健一郎, 後藤絵美, 小柳敦史編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 356
3. 書名 『宗教と風紀： 聖なる規範 から読み解く現代』（分担執筆：竹村和朗, 範囲：コラム6 法規範のやわらかな形成：近代エジプトのワクフ法制化から」範囲：pp.173-174）	

1. 著者名 秋山靖浩, 伊藤栄寿, 宮下修一編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 410
3. 書名 『債権法判例と改正の行方 新しい民法における判例の意義の検証』	

1. 著者名 MIURA Toru & SATO Kentaro ed.	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Toyo Bunko: Tokyo	5. 総ページ数 307
3. 書名 The Vellum Contract Documents in Morocco in the Sixteenth to Nineteenth Centuries, Prat II (TBRL 19)	

1. 著者名 小野仁美, 細谷幸子, 堀井聡江, 森田豊子	4. 発行年 2021年
2. 出版社 上智大学イスラーム研究センター	5. 総ページ数 111
3. 書名 中東イスラーム圏における社会的弱者の権利を考える	

1. 著者名 大河原知樹, 堀井聡江, シャリーアと近代研究会編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 東北大学 大河原知樹研究室	5. 総ページ数 51
3. 書名 オスマン民法典(メジェッレ)の研究: 質編・預託物編	

1. 著者名 阿部 尚史	4. 発行年 2020年
2. 出版社 中央公論新社	5. 総ページ数 368
3. 書名 イスラーム法と家産	

1. 著者名 MIURA Toru and SATO Kentaro ed.	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Toyo Bunko:Tokyo	5. 総ページ数 307
3. 書名 The Vellum Contract Documents in Morocco in the Sixteenth to Nineteenth Centuries, Part II	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	三浦 徹 (Miura Toru) (00199952)	公益財団法人東洋文庫・研究部・研究員 (72622)	イスラーム法廷制度(アラブ諸国)
研究分担者	堀井 聡江 (Horii Satoe) (20376833)	桜美林大学・リベラルアーツ学群・教授 (32605)	イスラーム法学説
研究分担者	磯貝 健一 (Isogai Ken'ichi) (40351259)	京都大学・文学研究科・教授 (14301)	イスラーム法廷制度(中央アジア)
研究分担者	伊藤 知義 (Ito Tomoyoshi) (00151522)	中央大学・法務研究科・教授 (32641)	比較民法(ロシア・中東欧・中央アジア)
研究分担者	阿部 尚史 (Abe Naofumi) (20589626)	お茶の水女子大学・基幹研究院・助教 (12611)	イスラーム法廷制度(イラン)
研究分担者	磯貝 真澄 (Isogai Masumi) (90582502)	千葉大学・大学院人文科学研究院・准教授 (12501)	ロシア・中央ユーラシアの司法制度
研究分担者	竹村 和朗 (Takemura Kazuaki) (60782654)	高千穂大学・人間科学部・准教授 (32637)	アラブ諸国の司法制度
研究分担者	宮下 修一 (Miyashita Shuichi) (80377712)	中央大学・法務研究科・教授 (32641)	日本民法、契約法

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	桑原 尚子 (Kuwahara Naoko) (10611361)	岩手県立大学・総合政策学部・准教授 (21201)	東南アジアの司法制度

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関